

蔭涼軒日録より見た 東山文化の一考察

朝倉一修

(一)

蔭涼軒日録というのは、相国寺塔頭鹿苑院内に、足利義政によつて設けられた一院である蔭涼軒に住する僧侶（蔭涼軒主）の記録した公用日記である。この公用日記が蔭涼軒日録と呼ばれているが、定まつた原題ではなかつた

当目録の明応二年五月十五日の条に

十五日 天快晴。中起平臥。及_ニ晚漁_ニ不_レ用_ニ密湯_ニ。早_旦東
啓又來伝_ニ 縁西堂命_ニ云。蔭涼軒_ニ日録_ニ借預之_ニ者為_ニ幸。_略
とあり、筆者自身「蔭涼軒日録」と呼んではいるが、内閣文庫本（翰林本）には、表紙の「日録」の肩に「鹿苑院蔭涼軒」とし、内題は、「日録」とあって、その下に所収の年月日が記してあるだけで「蔭涼軒日録」とは記しておらず、定まつた題名として用いられていなかつたことは事実である。（註¹）

またこの日録の筆者については從来季瓊真蘂、益之宗畿、龜泉集証の三人とされていたのであるが、「国史学」（昭和十年二月発行、二十二号、五十三頁）の「蔭涼軒と益之集箇」で、森末義彰氏によつて益之集箇の筆録は存在しないことが明らかにされ、季瓊真

蘂、龜泉集証両人の筆録によるものであることが解説された。

この原本はもと、相国寺内慈照院の所蔵であつたのを、明治二十八年に東京帝国大学付属図書館に架蔵されていたが、大正十二年九月の関東大震災によつて蔭涼軒日録の全六十一冊はことごとく鳥有に帰した。しかし、この日録（永享七年六月—明応二年九月までの原本六十一冊）は、中間の部分すなわち、文正元年（一四六六）九月五日まで記されているが、その後筆者の季瓊真蘂が、その政治的策動のため没落してから後、文明十六（一四八四）年までの記録や、その他所々欠けているが、大正二年仏書刊行会よつて、「大日本仏教全書」に收められ、全五冊として刊行された。

その後、玉村竹二、勝野隆信両氏によつて、先の大日本仏教全書に收められた蔭涼軒日録について、その後発見された錯簡を正し、残闕が補なわれ、さらに厳密な校合が行なわれ、全五卷として昭和二十八年に「蔭涼軒日録」とし、史籍刊行会から刊行されたものである。

すなわちこの五巻は

卷一 自 永享七年乙卯 至 寛正五年甲申
卷二 自 寛正六年乙酉 至 文明十九年未丁

卷三 自 長享元年丁未 至 延徳元年己酉

卷四 自 延徳二年庚戌 至 延徳三年辛亥

卷五 自 延徳四年壬子 至 明応二年癸丑

の五冊に分かれている。またその年紀は次の如くである。

永享七年——十二年。嘉吉元年。

長禄二年——四年。寛正二年——六年。

文正元年。文明十六年——十九年。

長享元年——三年。延徳元年——四年。

明応元年——二年。

以上のうち、永享七（一四三五）年から文正元（一四六六）年まで

が、季瓊真蘂の筆録により、さらに文明十六（一四八四）年から明応二（一四九三）年までが龜泉集証によつて筆録されている。

史籍刊行会によつて刊行された「蔭涼軒日録」の巻末に「蔭涼軒日録補遺」として、巻五（二六〇二—二六一—二頁）にわたつて「鹿苑日録」中に筆録された断簡が收められている。

すなわち「蔭涼軒日録」（史籍刊行版本）の二六一—二頁に

蔭涼軒日録中。自 長享元年十一月十六日後半 至 同廿九日—十四日間之記事。原本脱落。然東京帝国大学所蔵鹿苑日録中。偶有此記録一冊十二紙。蓋蔭涼軒日録後半。係 龜泉集証禪師之所手録。及用 反故 筆 写紙背。其字體筆致自有 特色。今將 彼冊子 对 照此日録。不啻其記事前後聯接而補綴闕文。亦字體相合。故紙相符。決知 後人不察 是蔭涼軒日録之一節過編 之鹿苑日録也。仍今附 本書末尾 以復 其本云。

大正三年六月

校定者識

とありこれは先の「大日本佛教全書」に所収の「蔭涼軒日録」校訂に際して発見されたもので、長享元（一四八七）年十一十六日後半から同廿九日、十四日間の記事である。その他の部分は、初めからなかつたのか、あるいは中途で散逸したのか全く不詳である。

なお「鹿苑日録」中に、天文二十二（一五五三）年から元龜四（一五七三）年までの間蔭涼軒主であつた繼之景俊の筆録が收められている。

また「蔭涼軒日録」は、早くから世に知られていたとみえ、寛文十（一六七〇）年林春勝が幕府の命によつて編纂した「本朝通鑑」に引用されている。

すなわち刊本「本朝通鑑」の引用書目には「蔭涼軒日録」とあり、さらに写本「本朝通鑑引用書目」には「蔭涼日録日録ノ事也。蔭涼軒真蘂西堂記」とある。（註¹）

また本書は、蔭涼軒主の私的日記ではあるが、頗る公的性質を帶びたもので、室町中期における五山関係はもちろん、幕府を中心とする当時の人間関係や政治、経済さらに文芸、美術といった東山文化を知る上で貴重な史料であり、筆録者季瓊真蘂、龜泉集証の両名が赤松関係の出身のためか、赤松氏に関する記述も多く見られる。以下当日録を中心として東山文化の一端、否源流を次に考察し、述べるものである。

（註¹）辻善之助氏著「日本佛教史」中世篇之三、三九〇頁

勝野隆信氏著「日本学士院紀要」第九卷第三号「蔭涼軒日録残簡」

嘉吉三(一四四三)年、義成(後、義政と改む)は、わずか八才で兄義勝の後を継ぎ、さらに、十四才で將軍職を嗣いだ彼は、政治に関しては、約十一年間にわたって、京の都を焦土と化したあの応仁の乱の直接的原因を起すなど、まったく政治に関しては、熱意を示めさなかつた(註1)のであるが、しかしこと文化に関しては、執拗なあるいは、異常とも思えるほどの熱意を示したのである。

以下において、義政の文化面に対する自主性がどのような状態で表われているか、考察することとする。

義政の文化現象に対する自主性ならびに指導的態度が、最もよく表現されているのはなんといっても、それは東山々荘においてであろう。しかし、東山々荘は、彼の晩年においての生活の場であるから、まず初めに彼の前半についての自主的な態度は、母の日野重子に対する人間的情愛によつて、高倉御所の造営によく現わされてい(註2)る。

またこの高倉邸の亭名決定に関しても次の史料にある如く、彼の自主的態度が如実に示められていることが理解できる。

すなわち、「蔭涼軒日録」(寛正三年七月十七日の条)に
高倉御所御座式并御泉水被^レ見。○中 彼御所庭間被^レ移^ニ西芳
精舎之勝概。甚為^ニ奇觀^ニ也。亭子或牀三所被^レ構^レ之。以^ニ瑞
溪^ニ可^レ被^レ按^ニ其名 之由被^ニ仰出^レ。仍奉^レ援^ニ彼和尚^ニ
奉^レ見^レ之。及^レ坂記^ニ其亭号、可^レ獻之由被^レ申也。○中
とあり、義政は蔭涼軒主の季瓊真蘂に高倉邸の泉水拝觀を許すと同時に真蘂をして瑞溪周鳳に、亭子号の撰進を命じたのである。

翌十八日に瑞溪は「前掲書」(同十八日の条)に
高倉御所亭子名。瑞溪和尚。一亭各以^ニ五之名^ニ記而被^レ獻之。
但未恰好尚之記^ニ錄其名^ニ而重可^レ被^レ獻之由被^ニ仰出^レ也。
○略 引^ニ當院々主竜巖和尚并等持院竺雲和尚。赴^ニ于高倉御
所^ニ可^レ被^レ着^ニ亭子額^ニ之由。以^ニ結城勘解由左衛門尉^ニ被^ニ仰
出也。仍兩翁各自按^ニ其名^ニ可^レ被^ニ着進^ニ之由報^レ之。奉^レ
送之前日。高倉御所。御泉水奉^レ見^レ之。尤絕妙之由。今晨
披^ニ露之。

とある如く、五つの佳名を献じたのであるが、義政は「未恰好」としてこれを却下し、さらに竜巖真圭、竺雲等にも高倉御所を拝観させ瑞溪同様佳名の撰進を命じたのである。

そして翌十九日には、

等持院竺雲和尚記^ニ錄高倉御所亭子東西并中央之牀三所之名
被^レ獻。可^レ捉^ニ此中之善^ニ之由。被^ニ仰出^レ也。○上

とあるように、等寺院の竺雲和尚は、十九日に佳名を献上し、さら
に翌廿五日には、

鹿苑院龍巖和尚并壽德院瑞溪和尚被^レ獻^ニ高倉御所亭子之名^ニ
也。○上 下略

とある如く、竜巖、瑞溪と共に佳名を献上したのであるが、義政は「西方之亭子之名^ニ月与^ニ山各立^ニ其名^ニ」。又月或山相應之名。而可^レ被^ニ付進^ニ之由。」といつてこれを却下し、(註2)さらに「高
倉御所亭子額之模様」(註3)を三翁に示めし、西芳寺のそれと同様
にするよう再撰進を命じたのである。

廿二日には、竺雲と瑞溪は西亭を「晴月」東亭を「淙玉」として
撰進したのであるが、「同日錄」(同年七月二十四日の条)に「亭

子名、殊以_ニ「晴月」。為_ニ「恰好」之由。」とあり、ここに至つて西亭が定まつたのであるが、瑞溪の撰進した東亭「濱玉」については、「同日録」（同廿八日の条）に

仍以_ニ「濱玉」被_レ定_ニ于東亭_一之由。○中

由。被_レ仰出_一也。○下略

とあり、さらに「同日録」（同年八月一日の条）に「被_レ仰_ニ出東亭濱玉之名尤可_一也。」とあって「濱玉」が決定したかのように見えたのであるが、「同日録」（同八日の条）に

高倉御所東亭之名。以_ニ「結勘_一被_レ召_ニ」_(結城勘解由左衛門)以_ニ「瑠璃玉」被_レ定。尤神妙也。○上

と見え、さらに翌九日の条に「東亭瑠璃玉之名。尤恰好之由被_ニ露之。」とあることによつて、東亭は「瑠璃玉」と決定されたのである。

また中亭については、詩文あるいは芸能の字をもつて撰進するよう命ぜられ、「同日録」（同年九月八日の条）に

高倉御所中亭之名。記而獻_レ之。以_ニ「攬秀」被_レ定之由。○下略
とある如く、中亭は「攬秀」と決定したのであつた。これら三亭名の決定に際して、実に五十余日間もつゝやされたのである。

以上のことからしても、当代一流の僧である瑞溪、龍岡、竺雲の

三者に對して一步も引かず、あくまで自己の美的理念にマッチするまでは、再三再四執拗に却下しているということからしても、義政の文化畠における自主性が充分にうかがえ、さらにこの態度を決定的に現わしているのは、以上の経過において決定された亭子の額名を彫る段の、彼の態度においてである。

すなわち、「同日録」（寛正三年八月廿五日の条）に

晴月之額文字。額之板。塗末以後。可_レ剔_ニ文字_一之由。○中

被_レ仰出_一也。○上

とあり、彫り方にまで干渉し、さらには「同日録」（同七月廿三日の条に、

曰凡額文字。不_レ論_ニ其色_一也。然則其色何又可乎。雖_レ然西亭有_レ月故白色可乎。東亭有_レ水故。青色可乎之由被_レ申_レ之。○上

略

とある如く、額字の色彩に至るまで繊細な注意をはらい、また同九月廿三日の条に

瑠璃玉額字。彩色被_レ洗。重可_レ被_レ鐫_ニ之被_ニ仰出_一也。○中
攬秀之額。鐫出而奉_ニ懸_ニ于御目_一。以_ニ「字面」而小可_レ鐫避_ニ之由被_ニ仰出_一也。○上

とあって、鐫の深浅にまでも細々微々にわたる指導を加えている。

以上のことからしても、義政の自主的な態度は、今や明らかになつたが、その後いわゆる彼の晩年における東山々荘の東求堂、同仁斎、夜泊船（東求堂の西向書院）、龍背橋の決定に関しても、先の高倉御所の諸亭子名決定と同様、義政独特の凝りようで、ここでも繊細な注意がはらわれている。

すなわち東山々荘の中心である東求堂についてみると「同日録」（文明十七年十二月六日の条）に

御持仏堂南向也。其額如_ニ「西芳寺西來堂」。按以可_レ被_レ進之由。可_レ命_ニ于横川_一之由有_レ命。○上

とあり、横川景三と龜泉集証に命じ、さらに同十二日の条に

斎寵謁_二 東府_一 額_二 御持仏堂_一 額。東求。常春。常春。愛蓮自_二 小補_一
書立來供_二 台覽_一 則東求可歟。○下略

とある如く、横川、亀泉の二人は、東求、常春、愛蓮を撰進したのである。ところが決定は翌年正月に持越され、『同日録』（文明十八年正月十五日の条）に「御額之字。旧額三。新額五之二番。」とあるように合計八つのうちから義政は、同十七日の条に、「東方人念仏求_レ 生西方。々々人念仏求_レ 生_ニ 何國。」とあって、彼はこれに基づいて自主的に「東求」を決定したのである。

以上の如く、義政の文化面における態度は、自己の美的理念を執拗に追求してやまないといったように、彼の態度から充分な自主性をうかがうことができるるのである。

（註1）当時管領および夫人富子、また日野氏の勢力が強く、義政は政治的手腕を發揮できなかつたことも原因している。

（註2、註3、）『蔭涼軒日録』（寛正三年七月廿日の条）に所収されている。

（三）

このように文化面において、自主性を発揮した義政の思想がつともよく表現されているのは、東山々荘でありながら東求堂は、彼の思想の象徴といつてもよいではなかろうか。以下これについて述べることにする。

東山々荘は義政が、文明十五（一四八三）年から延徳二（一四九〇）年に死ぬまでの約十年をすごした場所で、慈照寺（通称銀閣

寺）と呼ばれている。

この慈照寺は『山城名勝志』〔新加通部第十八、卷十三〕による

と、

在_ニ 浄土寺村_一。俗曰_ニ 銀閣寺末寺十刹_一也。夢窓国師為_ニ 開祖_一。

とあり、十刹の一で夢窓国師が開祖となつてている。

この銀閣寺は、会所、泉殿、西指庵、東求堂、超然亭、漱蘇亭、觀音殿（銀閣）等の諸建築物によつて構成され、その姿は、『蔭涼軒日録』（長享二年十月四日の条）によると

四日 天晴。○中 晚來謁_二 東府_一。觀音殿二重之額。潮音閣可_レ 然被_ニ 思食_一 云々。西芳寺瑠璃殿之様仁下之重可_レ 有_ニ 坐禅之床。瑠璃殿四方之壁部也。此御所者。サマニセラルヘシ。其力ハリマテナリ。瑠璃殿ト云様ナル額ヲ可_レ 被_レ 著。明年觀音殿可_レ 立。然者額事閑接シテ可_レ 被_レ 付。船歩之額者。ニナカラ不_レ 叶_ニ 台慮。別ニ可_レ 被_レ 著。三字目ニ船之字ヲ可_レ 被_レ 置。合同船ト云様ナル事ヲ可_レ 被_レ 付。殊酌之字不_ニ 似合_一也。釣人之様ティヤナリ。又橋之亭額。是ハ彩虹橋。子細モナシ。サレトモ尚好字ナラハ可_レ 被_レ 付。橋之字ヲ下ニ可_レ 被_レ 置。邀月橋ト云様ナル額可也。此旨可_レ 命_ニ 横川_一 云々。

とあり、さらに『同日録』（長享三年二月廿三日の条）に

廿三日 天快晴。斎寵謁_二 東府_一。今日觀音殿上棟。諸職者出仕。とあって、銀閣は義政が西芳寺瑠璃殿や鹿苑寺金閣を参考として、寛徳元（一四八九）年頃東山に建て、初めは觀音殿とよんだ。建物は『山城名勝志』（前掲書）に

在_ニ 方丈南_一。二重閣也。第一号_ニ 心空殿_一。第二為_ニ 潮音閣_一。○下略

とある如く、二層からなり、初層を心空殿、上層を潮音閣と呼び、下層は書院風、上層は仏寺風に造られている。上層の潮音閣は、金閣にならつて銀箔を押す予定であったが、義政の薨去（延徳二年）のため果し得なかつたのである。

すなわち山荘の中心をなすべき銀閣が義政の生存中に、完成していたとすれば、会所泉殿、西指庵、超然亭、漱蘇亭、東求堂のいざれが義政の精神生活の場であつたであらうか。

これらの中で、もつとも規模の大きい会所は、義政が日常の応接に用いた場所であるにすぎず、その他の泉殿、西指庵、然超亭、漱蘇亭は、山荘の構想上から見た場合、周辺的なものにすぎず、やはり禅僧喜山道慶としての義政の精神生活の場は、東求堂にほかならないのである。

すなわち東求堂は、比較的早い文明十六（一四八四）年に完成されたのである。

この東求堂は義政の持仏堂であるという点においても、彼の精神生活はもちろん、東山文化の集約、または結晶といつても過言ではあるまい。またこの東求堂は持仏堂とも呼ばれていることは次の「蔭涼軒日録」（文明十八年六月十三日の条）によつて知ることができる。

相公即今御ニ座于持仏堂。以後以參可レ白之由有レ之。○上

また同じく同年六月十五日の条に
相公御持仏堂。御出之条。不レ及レ伺レ之。他日以參謁可レ白レ之云々。○上

とあるによつても知られる。

さらに義政は、東求堂に関する額名の決定、またその室内装飾に

一段と熱意を示めしていることは「同日録」の文明十七年十月廿四日、同年十二月六日、同十八年正月十七日、同年二月十四日等の記事によつて明らかである。

またこの山荘が、義政の死後、慈照禪寺と改称することになったとき、この東求堂だけが問題の対象にのぼつており、以上のことからしても、東山々荘における義政の生活は、この持仏堂（東求堂）で営まれていたということは、疑いえない事実である。

、『同日録』（文明十八年正月廿日の条）に

御持仏堂南面南北三間半。東西三間半。御書院在北。御床間○上在西也。○下略

とあって東求堂は、持仏堂および同仁斎と呼ばれる茶室（創立当初は「御書院」とも呼ばれた）などの四室からなり、禅宗風に構成されている。今日この同仁斎は、茶室の濫觴とされ有名である。しかしながらこの東求堂は、『同日録』（文明十七年十月二十四日の条）に

甘四日 焦寵謁 東府○中 御持仏堂本尊。可レ被レ安ニ阿弥陀一也。○中

とあり、さらに同書同年十二月八日の条に

謁 東府○中 御持仏堂額事。○中 本尊弥陀三尊堂前。可レ有ニ蓮池。即ニ弥陀可レ撰レ額之由有レ命。○上

とある如く、この堂が義政の持仏である阿弥陀如来を安置した阿弥陀堂であつたことが知られるのである。

やがて先にも述べたように、東山々荘が義経の死後、彼の遺言によって慈照禪寺と改称された際に、この持仏堂も禪風に改造された

のである。

すなわち『蔭涼軒日録』（延徳二年三月四日の条）に

四日 天快晴。破曉剃頭。早晨謁_ニ通玄御所。_{○中}略 東求堂為_ニ佛殿勤行等可_レ補_レ之乎。然者弥陀三尊如何。以_ニ別仏可_レ安哉。_{○中}略 次別仏者釈迦乎。觀音乎。孰可_レ然哉。_{○下}とあり、蔭涼軒主の龜泉集証は、東求堂の問題をいかにすべきかについて、足利義視に問うたところ、義視は『同日録』（同日の条）御返答曰。_{○中}略 東求堂可_レ為_ニ佛殿。弥陀三尊可_レ入_ニ置倉中。可_ニ然本尊安_ニ之。以可_レ修_ニ行事。_{○中}略 本尊事者可相計。_{○下}と答えている。

以上のように、東山々荘の中心たるべき東求堂こそは、義政の精神的な生活の場であるとともに、この持仏堂に彼の持仏である阿弥陀如來を安置し、日々に礼拝しており、また東求堂の東求という名稱（東求堂の名稱については四を参照）からしても、彼の淨土的なものへの傾斜、さらに東山文化の基調ともいうべきものが、ここにおいてうかがうことができるのである。

四

足利氏は代々禅宗に帰依しており、尊氏、直義によつて五山の官寺制度を整理し（註¹）たり、また義満に至つては、五山ならびに諸山の統轄を目的とした僧錄司を設置するなど、禅宗に対しては、足利氏自からその外護者となつてゐたのである。しかし義満以後になると禅宗の変遷に（註²）ともない、その外護もしだいに政治的な目的のため、あるいは形式的なものとなり、これにつれて足利氏の禅宗に対する態度も外面向的ないしは、形式的なものとなつていった

のである。すなわちこれがもつともよく現われているのが足利義政の時代である。

この時代は東山時代といわれ、日本文化史上において、もつとも重要な位置にあり、義政の思想をもつて東山文化の基調といえるのである。

以上において蔭涼軒主であった季瓊真蘂、龜泉集証の両禅僧によって記され、義政の生活、とくに東山文化に関する資料が豊富である。「蔭涼軒日録」を中心として、東山文化の根底に流れる義政の思想を見てきたのである。

東山々荘に営まれた彼の生活は、思想の表現であるといつてよく、義政の精神生活の場としての東求堂は、彼の思想すなわち東山文化の根底なるものが、造形化されているといえるのである。

また義政は文化面におけるほど、政治面においては自主性あるいは積極性を欠いており、さらに応仁の大乱、文明の乱等によつて現世をはかなむ氣持、あるいはなげやり的なものが彼の生活態度からうかがえ、そしてこのような状態であつたからこそ、彼が淨土的なものにひかれていつたのではないかと思われる。

すでに述べたように、義政の生活には、かなり濃厚に淨土的な思想が多分にうかがえ、彼の持仏堂である東求堂には、阿弥陀如來を安置し、また堂内の十枚の障子には、淨土思想を表わした十僧繪図を描がかしめたことなどによつて、淨土的なものへの傾倒を充分に知ることができるのである。

また東求堂は、「東方人念_ニ仏求_ニ生_ニ西方」（註³）の淨土思想に基いて「東求」と命名されたのである。この名称決定に関して林屋辰三郎氏は「日本歴史」〔「東山文化」岩波講座昭和三十八年版〕

で「東求堂の名称にしても禅僧横川景三の命名するところで、きびしい宗教的主張があつてのことではない」と主張されているのであるが、この東求堂の命名は、義政の自主的な態度に基づいて行なわれたもので、決して義政の宗教的主張がなかつたとはいえないものである。

すなわち東求堂命名に関しては、すでに述べたのであるが、ここに再びみてみると、この東求堂に対しても義政独特の凝りようを示めし、文明十七（一四八五）年十二月六日に横川景三と龜泉集証にその撰進を命じたのである。（註4）やがて十二日に至つて横川は、東求、常春、愛蓮の三つを献じたのであつた（註5）が、その決定は翌十八年正月に持越されることとなり、正月十五日に至つてまた新たに五つの額名を撰進し、語義に註まで加えて献じたのである。（註6）

すなわち『蔭涼軒日録』（文明十八年正月十七日の条）の記事を便宜上まとめてみると次の如くである。

東求。六祖告尹使君曰。東方人念佛求生西方。々々人念佛求生何國。常春。淨土其景常春無寒暑。愛蓮。西方圓芳淨土蓮華化生世間。纔發一念池中即生一華。又周茂叔有愛蓮說。蓮會。長蘆蹟禪師有蓮池勝会文。

春景。西方淨土有風吹百宝行樹其音如百千衆樂。

淨遊。遠法師曰。諸君之來豈忘淨土之遊。

一華。脩西方人纔發一念池中白蓮即生一華。

以上のように額名八つが献上され、このうちから義政は「東方人

念佛求生西方。々々人念佛求生何國」に基づいて「東求」と自主的に決定したのである。

以上のことからしても義政は、再三再四、佳名の撰進を命じ、また種々の注文をつけ、あくまで自からのイメージにマッチさせようとする態度、さらに八つの佳名の中から一つだけ撰ぶことからして、林屋辰三郎氏が「きびしい宗教的主張があつてのことではない」（註7）と主張しているが、やはりこのような義政の自主的な態度を見た場合、彼の思想の根底には、淨土的な一脈が流れていたことは否定しがたい事実ではなかろうか。

また東求堂決定のきっかけをつくった「東方人念佛求生西方」の句は、支那禪宗の第六祖慧能の語錄といわれる『六祖大師法寶壇經』（大正新修大藏經第四十八卷）「疑問第三」に

一曰韋刺史。為師設大會斎。齋訖刺史請史陞座。（略）中 刺史又問

曰。弟子常見僧俗念佛阿彌陀佛願生西方請和尚說。得生彼否。願為破疑。師言。使君善聽。惠能與說。（略）中 迷

人念佛求生於彼。悟人自淨其心所以仏言。隨其心淨亦有愆。東方人造罪。念佛求生西方。西方人造罪。雖西方人心不淨。即仏土淨。使君東方人。但心淨即無罪。雖西方人。心不淨亦有愆。東方人造罪。念佛求生西方。西方人造罪。願東願西。悟人在處一般。所以仏言。隨所住處恒安樂。使君心地但無不善。西方去此不遙。若懷不善之心。念佛往生難到。（略）下

とあり、これは「念佛阿彌陀仏願生西方。得生彼否」という韋州の刺史の疑問に対し、「心地但無不善。西方去此不遙」と禪の立場から答えたものである。さらにこの一句は、寂室元光によつて「當知念佛參禪。名異體同」と説かれ、禪淨一致の典拠に

訳されて、これより以前に注目されていたのである。

以上のことに基づいて横川は「東求」を撰進したと思わ(註9)れ、慧能の語録からとつたという点からすれば幾分禅的なものを帶びてゐるが、しかし義政はこの一句を淨土的に解釈しなをして自から「東求」と決定したのであつた。いいかえれば彼は禪の宝典の一句を淨土的に解釈しなをしたといつてよからう。

また撰進された八つの佳名の中から彼が、「東求」に決定したことは、やり彼の心奥には浄土的な、なものかが存在していたのではないか。さらにこの東求堂においての彼の生活は、浄土的なものへの傾倒を充分に示唆しているのである。以上のように義政の心の根底にはやはり、浄土的なものが流れしており、それを禅的なものでおおつてしているのである。

このように義政の宗教生活、あるいは東山々荘における彼の生活の中には、禅的なもの、浄土的なものがうかがえるのであり、これがすなわち東山文化の特徴であつて、いわゆる禅淨一致の思想といわれるものをつくりだしているのである。

すなわち東山文化の特徴は、物のあわれ的優美に基調するところの浪漫的な美と禅的な幽玄枯淡の美の結合といえるのである。いふかえると前者は、平安貴族的なものであり、また後者は、鎌倉武士的なものがこの東山文化において結集されたといってよからう。ることはなにも文化面だけに限らず政治においても、室町幕府が鎌倉の武士的に由緒のある地を捨て、京都に移つたことからしても代々の將軍が貴族的なものに、憧れていたとも思われ、特に義満の如きの生活は、貴族的であり、その後しだいに武士的精神が失なわれて、貴族化し、平安朝（貴族）的なものへの追慕憧憬の態度の兆し

がうかがえるのである。

以上の如く東山文化の根底は、貴族（平安朝）的なもの、武士（鎌倉時代）的なもの、宗教でいうならば、浄土的なものと禅的なものとによって、この期の文化的様式と性格とを規定しており、これをもって東山文化の特徴であるといえるのである。

さらに義政の思想がそうである如く、根底には浄土的なものが流れ、その上部が禅的なものであったのである。

また義政の宗教生活は、複雑なものであつたにもかかわらず、究極においては禅淨の二本立てであつたように、やはり東山文化も禅淨の二つに基調されているのである。

美しさを現出して いるといつてよいのである。

また義政は、無文元選（古梅無友法嗣）、寂室元光（大覺派の人
約翁德儉法嗣）、遠溪祖雄、復庵宗己、義南、碧岩□璨等の元朝系
の念佛禪的なもの、あるいはまた、幻住派下の隱遁思想が少なから
ず影響していると思われる所以、これについては今後研究していく
たい。

なを未熟なため今後努力をいたす所存ですので、諸氏の御指導を賜わりたき次第である。

(昭和三十九年度卒業生)

(註一)「扶桑略記」二（玉村竹二氏校、鎌倉市教育委員会編三
五頁）

(註2) 今枝愛真氏著「禪宗の歴史」によつて明らかである。
(註3) 『蔭涼軒日録』(文明十八年正月十七日)の条

(註4) 「同書」(文明十七年十二月六日)の条

(註5) 「同書」(同十二日)の条

(註6) 「同書」(同十八年正月十五日)の条

(註7) 岩波講座「日本歴史」(昭和三十八年版「東山文化」)中

(註8) 「永光寂室語録」卷ノ四「示禪達道人」十二頁「大

世3、2宗教と生活)
学林文庫本」所収

(註9) 「蔭涼軒日録」(文明十八年正月十七日)の条に「前

所々獻東求六祖」とある。

昭和四十年度駒沢史学会主催の史学大会は、去る十一月二十三日(火)、同窓・在学会員百数十名を集め、盛大の中に終った。大会は、先ず、公開講演に、東京大学助教授 柴田三千雄先生を招き、「フランス革命の見方」と題してお話を願つた。その後、午後の研究発表部会に於て、左の如く、諸氏の発表があつた。

* 世界史部会

一、漢墓と被葬者の性格 飯島武次氏

一、六・七世紀に於ける

新羅王統の対立について

一、山内上杉氏の守護領国制の展開 田辺伊鈴氏

* 日本史部会

一、蘇我氏の勢力伸展に関する一考察 山本勝英氏

一、法成寺にみる藤原氏の淨土信仰 難波貞子氏

一、加賀藩に於ける

地方知行の形骸化について 薄永俊明氏

一、久世・安藤政権と小笠原島の回収 田中弘之氏

一、一万石大名城下町Ⅱ越後の場合Ⅱ 中島義一氏

◎ 第十三回史学大会報告